

●香川県告示第326号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年7月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
20-46	平成20年7月7日から 平成23年7月6日まで	財団法人 三宅医学研究所附属 三宅リハビリテーション病院	高松市天神前5番地5